白鷹町建設工事入札参加資格審査基準

（趣旨）

１　この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、白鷹町財務規則（昭和59年規則第1号。以下「規則」という。）の規定により建設工事の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。）に参加することができる資格を有する者（以下「資格者」という。）について、等級を決定すること（以下「格付け」という。）を目的とする。

（格付けをする建設工事の種類）

２　等級の格付けは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事のうち、次の建設工事について行うものとする。

（1）土木一式工事

（2）建築一式工事

（格付け業者）

３　格付け業者は、白鷹町入札参加資格者登録簿に登録された者のうち、白鷹町内に本店を有する者とする。ただし、協同組合及び共同企業体は除く。

（総合点数）

４　第2条に規定する建設工事毎、次の1号による数値に2号による数値を加えた点数とする。

（1）建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合的な評定として算定された数値。

（2）別表1に掲げる各項目について算定した数値の合計数値。

（格付けの基準）

５　等級別格付けの区分は、別表第2に掲げるところによるものとする。ただし、建設営業開始後12箇月を経過しないもの又は純然たる新規登録者は、原則として最下位に格付けするものとする。

（格付けの保留）

６　審査申請書の記載内容に重大な虚偽がある場合は、その者の格付けを保留するものとする。

（格付けの有効期間）

７　格付けの有効期間は、当該年度の5月1日から翌年度の4月末日までとし、8月の追加受付により白鷹町入札参加資格者登録簿に登録された業者については、登録になった年度のみ、有効期間を当該年度の11月1日から翌年度の4月末日までとする。ただし、翌年度の格付けが決定されるまでの間は、従来の格付けをもってこれに代えることができる。

（基準に定めない事項）

８　この基準に定めない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じそのつど定めるものとする。

附則

（施行月日）

1 この基準は平成12年4月1日から施行する。

2 この基準は平成13年4月1日から施行する。

3 この基準は平成16年4月1日から施行する。

4 この基準は平成17年5月1日から施行する。

5 この基準は平成19年5月1日から施行する。

6 この基準は平成20年5月1日から施行する。

7 この基準は平成21年5月1日から施行する。

8 この基準は平成22年5月1日から施行する。

9 この基準は平成24年5月1日から施行する。

10 この基準は平成26年5月1日から施行する。

11 この基準は令和3年4月1日から施行する。

【別表第1】

（1） 前々年度及び前年度に完成検査が終了した町発注工事の工事成績

成　績　評　点	数　値
80点以上である工事1件	5
70点以下である工事1件	－5

（請負金額が 130万円を越えるもの）

（2） 山形労働基準局長から労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）又は最低賃金法（昭和34年法律第137号）に違反するとして通報のあったもの（労働災害関係及び賃金の不払いは除く。）

違　反　回　数	数　値
1 回	－5

（3）前年、前々年において建設業退職者共済組合に係る掛金収納書を提示しなかったもの

回　数	数　値
1回につき	－5

（4）国際規格ISO9000シリーズについてその認証を取得しているもの

国際規格14000シリーズについてその認証を取得しているもの又は環境省が実施するエコアクション21の認証を取得しているもの（ただし、両方を取得している場合は、ISO140

00を優先する。）

国際規格ISOシリーズ名	数　　値
ISO　9000シリーズ	＋15
ISO14000シリーズ	＋10
エコアクション21	＋5

（5）白鷹町からの指名停止措置を受けたもの（暦年計算）

指名停止措置を受けたもの（1/1から12/31の暦年計算）	数　　値
指名停止期間1ヶ月につき	－10

（6）建設業法違反による処分を受けたもの

建設業法違反による処分を受けたもの（1/1から12/31の暦年計算）	数　　値
営業停止処分　1件につき	－10
指示処分　1件につき	-5

（7）地域貢献としてボランティア活動を行う事業に登録し活動を行った企業

地　域　貢　献　事　業	数　　値
登録し活動を行った企業	＋10

（8）白鷹町消防団協力事業所表示制度実施要綱により、協力事業所として認定を受けた企業

白　鷹　町　消　防　団　協　力　事　業	数　　値
協力事業所として認定を受けた企業	＋10

【別表第2】

（1）土木一式工事

等　級	基　　準
A	総合評点が750点以上のもので特定建設業の許可を有し、1級の技術者が1名以上であるもの。
B	総合評点が610点以上のもので2級以上の技術者が2名以上であるもの。（ただしAは除く）
C	総合評点が609点以下であるもの、又は、Bの要件を満たさないもの。

（注）イ、 特定建設業の許可を有するとは、法第3条第1項第2号に掲げる者が同項の許可を受けていることをいう。（以下同じ。）

ロ、 1級の技術者とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士及び技術

士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」としたものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」としたものに限る。）に合格した者とする。

ハ、 特定建設業の許可の有無及び1級、2級の技術者の人員の把握は、格付審査を行う年の1月31日現在で行うものとする。ただし、8月の追加受付に申請する業者については、格付審査を行う年の7月31日現在で行うものとする。（以下同じ。）

（2）建築一式工事

等　級	基　　準
A	総合評点が700点以上のもので特定建設業の許可を有し、1級以上の技術者が2名以上、又は1級及び2級の技術者が おのおの1名以上であるもの。
B	総合評点が699点以下であるもの、又は、Aの要件を満たさないもの。

（注） 1級の技術者とは、1級建築士、1級建築施工管理技士とし、2級の技術者とは、2級建築士、2級建築施工管理技士とする。